



## 税制改正に関する提言 🧰 🎇





去る9月22日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。



#### 《はじめに》

我が国経済は"ポストコロナ"に向けた欧米の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエ ネルギーの需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれた。その影響は欧米ほどではないが、輸出を中 心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行き不確実性が急速 に増している。岸田文雄政権は「成長と分配の好循環」を目指した"新しい資本主義"という看板を掲げ、こ の難局を乗り越えようとしているが、その実現には説得力不足との指摘もある。とりわけ、アベノミクスで中途 半端に終わった農業や医療分野などの岩盤規制に対する改革は、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨 太の方針2022)でもほぼ素通りしている。こうした中で本格化してきたのは「経済安全保障」である。ロシ アへの経済制裁だけでなく、覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置き、先端技術の流出防止や戦略物資 の供給網強靭化策が具体化してきた。日米を軸に発足した「インド太平洋経済枠組み(IPEF)」も実態は経 済安保が目的とされており、経済界は相応の対応が必要になる。岸田政権は5年以内の防衛力抜本強化も打 ち出している。これには防衛費の大幅な増額が必要とみられ、財政への影響は必至であろう。我が国財政は 先進国の中で突出して悪化しており、国家的課題である基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)の黒 字化目標とどう両立させていくのか、注視せねばならない。 眼前にはコロナ対策で積みあがった莫大な国債と いう名の借金がある。欧米はすでにその返済計画を着々と進めているが、我が国はこの問題を封印してきた。 せめて借金は現世代で返済するよう、東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な返済計画を早急に策定 すべきである。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も"ウィズコロナ"と呼ばれる共生の段階に入ったとされる。 しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多い。特に地域経済と雇用を担っている中小 企業は経営基盤が弱い。我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策が求められ る。

#### 《令和5年度税制改正スローガン》

- 〇ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- ○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- ○厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- 〇中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

#### 《税目別の具体的課題》

#### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

#### ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### 2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

#### ①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

#### ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

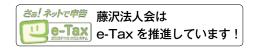












#### ③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

#### (2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を 講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

#### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
  - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - ②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

#### 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示価格は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を 国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事 業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

#### 5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不 十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分 (令和4年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指 摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜 本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告 (e-Tax) の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告 (eLTAX) とのシステム連携を図る必要がある。

















# 税金よもやま話

第 125 回

東京地方税理士会 藤沢支部 佐々木 和美

## 中小企業の交際費等

法人税の計算上、原則として、交際費等の額は損金(税法上の経費)になりませんが、資本金の額が1億円以下の法人で大法人(資本金5億円以上の法人)による完全支配関係がない中小企業については、交際費等の額のうち年800万円までの金額については、特例として損金として認められます。そこで、どのようなものが交際費等になるのか解説したいと思います。



#### 1 交際費等とは

交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入れ先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、 慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

言いかえますと、「取引先や事業に関係のある者に対して支出する、接待などの費用」となります。なお、「事業に関係のある者」には、自社の役員や従業員、株主も含むことに注意が必要です。

具体的には、下記のようなものが交際費等にあたります。

- ①取引先を接待(宴会、ゴルフ、旅行、観劇に招待など)するための費用
- ②取引先へ渡したお中元やお歳暮
- ③取引先の慶弔見舞に際し支出する金品等の費用
- ④株主総会で出席者へお土産を渡した費用
- ⑤一部の従業員のみを対象とした宴会、慰安旅行

#### 2 交際費等に含まれないもの

飲食や慰安にかかる費用がすべて交際費等となるわけではありません。たとえば、以下の支出は交際費等から除くことができます。

- ①一人当たり5千円以下の飲食費で、飲食のあった年月日、会場名、参加者の指名、人数、参加者との関係性、領収書等を保存している場合(ただし、専ら自社の役員や従業員、親族に対する支出は交際費等になります。)
- ②福利厚生費とされるもの(従業員やその親族等の慶弔見舞に際し支出する金品等の費用。従業員のための健康診断費用で通常範囲内の費用であるもの。社内の忘年会、新年会、歓送迎会で通常要する費用、社員旅行や合宿、研修。)※従業員一律にされるもので、社会通念上妥当とされる金額に限ります。取引先と同行する旅行や宴会などは交際費等になります。
- ③広告宣伝費とされるもの(カレンダー、手帳、うちわ等を贈るために通常要する費用。不特定多数の者に対して宣伝を目的とした景品、賞品などに要する費用。)
- ④会議費とされるもの(会議に関連して、弁当やお菓子などを用意するために通常要した費用。)
- ⑤新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会、その他記事の収集のための取材に通常要する費用
- ⑥寄付金とされるもの(社会事業団体、政治団体に対する拠金、神社の祭礼等の寄贈金等)

#### 3注意点

交際費等は定義や範囲が広範にわたり、また「事業を運営するうえで必要な費用」と「プライベートで支出したお金」の線引きがあいまいになる可能性があるため、「これは交際費に該当するのか?」と悩む方も少なくないと思います。

また、従業員のための福利厚生費であっても、一部の従業員だけで行われるものや、社会通念上妥当とされる金額を超えるもの、国内の社員旅行で4泊5日以内(海外の場合は外国滞在日数が4泊5日以内)でない場合等には、その従業員に対する給与として取り扱われます。また、旅行に参加できなかった従業員に現金を支給した場合には、その社員旅行に要したすべて(旅行に参加した人も)が、給与として取り扱われます。また通常範囲内の健康診断費用であっても後日、その従業員に実費を金銭等で支払う場合にも給与として取り扱われます。

同様に、福利厚生費や交際費等であっても、社長や役員の個人的な支出と判断された場合には、「役員への給与(役員報酬)」として取り扱われます。役員報酬として取り扱わなければいけない場合には、役員報酬に認定された額が損金不算入(税務上の経費にならない)となるほか、役員報酬(従業員であれば給与)について源泉徴収が必要です。役員個人の所得(従業員であれば給与所得)も増えるため、所得税も追加で課税されます。また消費税についても、非課税仕入れとなるため、消費税も追加で支払うことになります。

そうならないためには、領収書などの保存はもちろんのこと、プライベートな支出ではないことを証明するために、

- ①参加者との関係性、人数、氏名
- ②支出の理由、目的など
- ③会議であれば会議録など
- ④視察や研修であれば視察資料、研修資料のレポートなど

費用の内容を把握し、日ごろから説明できるよう備えておきましょう。

ほかにも福利厚生費や交際費等は、上記のほかにも細かく規定がされています。

取扱われ方により、損金(税務上の経費)にならなかったり、消費税の課税、非課税の判定、所得税(給与)の課税、 非課税の判定にも影響をおよぼします。判断に迷われる場合や、判断が難しい場合には、税理士にご相談ください。 第 49 回

## 「知って得する?」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 特定社会保険労務士 石川 貢

## 中小企業の「時間外労働の割増賃金率」引上げについて

令和5年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引上げられます。これは、中小事業主に対して割増賃金率の特例(25%)を定めていた労働基準法第138条が削除され、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする労働基準法第37条第1項ただし書が適用されるためです。長時間労働が高い水準で推移する中、使用者に対し経済的負担を課し時間外労働を抑制する目的があります。このため、1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた時間の労働について、法定割増賃金率を現行の25%以上の率から50%以上の率に引上げることとしたものです。

#### 1. 時間外労働に対する割増賃金率

	1 か月の時間外労働 ≪ 1 日 8 時間・1 週 40 時間 を超える労働時間≫					
	60 時間以下	60 時間超				
大企業	25%	50%				
中小企業	25%	50%				

時間外労働	45h 以下 45h 超~ 60h 以下 60h 超	25% 25% 以上努力義務 50%	
法定位 法定约 深夜的	35% 50% 75%		

- \* 1 か月 60 時間を超える時間外労働に対して、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- \* 1 か月の起算日は労働基準法第89条第1項第2号に定める「賃金の決定、計算及び支払の方法」が、絶対的必要記載事項なので就業規則に割増率と共に規定する必要があります。
- \* 1か月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(法定外休日)に行った時間外労働は含まれます。
- \*施行日の令和5年4月1日をまたぐ1か月については、施行日である令和5年4月1日から時間外労働を累積して計算します。例えば、「1か月60時間」の計算における1か月を、毎月21日~20日としている場合、令和5年4月1日~4月20日までの時間外労働時間数が60時間を超えた部分について50%以上の割増賃金を支払う必要があります。

#### 2. 変形労働時間制の場合 … 時間外労働となるのは以下の時間です。

#### ① 目について

所定労働時間が8時間を超える時間の日はその所定労働時間を超えた時間、所定労働時間が8時間以内の日は8時間を超えた時間

#### ②週について

所定労働時間が 40 時間を超える時間の週はその所定労働時間を超えた時間、所定労働時間が 40 時間以下の週は 40 時間を超えた時間(①で時間外労働となる時間を除く)

#### ③変形労働時間制の対象期間について

対象期間に法定労働時間の総枠を超えて労働した時間(①又は②で時間外労働となる時間を除く) … 上記① ~③の 1 か月の起算日から累積をして計算します。

#### 3. フレックスタイム制の場合

フレックスタイム制の場合、清算期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間が時間外労働となります。 (原則)。

#### 4. みなし労働時間制の場合

みなし労働時間制の場合、労使協定等で定めたみなし労働時間(※)が法定労働時間を超える場合は、その法定労働 時間を超えた時間が時間外労働となります。

※事業場外みなし労働時間制で労働時間の一部を事業場内業務に従事する場合は、みなし労働時間によってみなされる 事業場外で業務に従事した時間と事業場内における労働時間を合わせた時間

#### 5. 代替休暇 … 紙面の都合により説明を割愛します。

下記 URL から「改正労働基準法のあらまし」をダウンロードしてご参照ください。

\* 労使協定で割増賃金に代えて有給の休暇を与える「代替休暇」: 12 頁から 22 頁

#### 改正労働基準法のあらまし(代替休暇の内容は令和5年4月1日以降も変わりません)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\_Roudouseisakutantou/sankosiryo.pdf

#### 6. まとめ

今般の割増賃金率の引上げにより、未払い賃金が発生しないよう適切な労働時間管理と給与計算が求められています。 労務管理を効率化するためにも勤怠管理ソフトや給与ソフトの導入を検討されるのも一考ではないでしょうか。

# ≒法人会の事業

8/20

参加人数42名

#### 藤沢南支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



3年振りの開催となる藤沢南支部のバーベキュー大会。今年は場所を変え、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催しました。

9/9📾

参加人数75名

#### 合同役員会&会員懇談会(湘南鎌倉クリスタルホテル)





9月1日より始まった会員増強月間。それらに関する合同役員会と法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が、湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。

7月に着任された渡邉精一・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。

会員懇談会では企業紹介ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など 盛大に行われました。

8/21

参加人数51名

#### 藤沢西支部バーベキュー大会 (Ao×Shiro)



3年振りの開催となる藤沢西支部のバーベキュー大会。今年は場所を変え、片瀬海岸西浜にある海の家『Ao×Shiro』で開催しました。

支部会員の方々やメルシャン藤沢工場ご協賛いただき、じゃんけん大会等を行いました。

9/22

参加人数17名

#### 第9回藤法レディースアカデミー開講式 (藤沢法人会館)





第9回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された渡邉精一・藤沢税務署長をはじめ、土屋澄生・法人課税担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。渡邉署長の講話では、"税務行政の将来像"と題し、国税庁が取り組んでいく「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」について解説いただき、とても有意義な講話でした。

9/18

参加人数23名

#### 藤沢北東支部バーベキュー大会 (弁慶果樹園)



3年振りの開催となる藤沢北東支部のBBQ大会。弁慶果樹園のバーベキュー場がリニューアルされました。

9/26圓

参加人数18名

## 藤沢西支部会員研修会(明治市民センター)





藤沢西支部が主催する会員研修会では藤沢税務署の担当官をお招きし、"インボイス制度と電子保存方式について"と題し研修会を行いました。

10/1 参加人数29名

#### 青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)







青年部会では毎年、海岸清掃のボランティア活動をしています。 また、独自の研修会や若手経営者を集めた異業種交流会を実施していますので、ご興味の ある方は是非青年部会事業にもご参加ください。

10/3

参加人数18名

10/5

参加人数12名

#### 藤沢西支部研修バス旅行



「ブドウ狩り&ステーキランチ」 3年ぶりとなる研修バス旅行を開催し、山 梨県の恵林寺や桔梗屋信玄餅工場テー マパーク等を見学しました。

#### 税務経営セミナー(藤沢法人会館)





事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、弁護士の加藤美香保氏をお招き し、"パワハラ防止法セミナー~快適な職場を目指して~"と題し研修会を行いました。

10/9

参加人数16名

#### 10/11

参加人数11名

#### 藤沢北支部研修バス旅行



「三島スカイウォーク散策&三嶋大社 参拝·韮山反射炉見学」 3年ぶりとなる研修バス旅行を開催し、静 岡県の三島スカイウォーク、三嶋大社、韮 山反射炉を見学しました。

## 藤沢法人会青年部会と平塚法人会青年部会との合同交流会





恒例となっている平塚法人会青年部会との交流会は大山ウォーキング並びに阿夫利 神社参拝・奉納を行いました。

10/13分 参加人数6名

#### 第38回法人会全国大会千葉大会 (大会式典:幕張イベントホール)





第38回法人会全国大会千葉 大会が開催され、大会式典で の記念講演は安藤優子氏をお 招きし、「女性がテレビで働くと いうこと」と題する講演会を行 いました。

10/14

参加人数33名

10/17

参加人数26名

#### 茅ヶ崎三支部合同研修バス旅行



「江戸東京たてもの園見学」 3年ぶりとなる研修バス旅行を開催し、江 戸東京たてもの園を見学しました。

#### 藤沢南支部研修バス旅行



「横須賀軍港めぐり、三崎まぐろづくし料理」 3年ぶりとなる研修バス旅行を開催し、横須賀の三笠公園で、記念艦三笠見学及びクルージング船で横須賀軍港めぐりを実施しました。

## ----- 新入会員のご紹介

_ IS IA . I O								
支部	地区	区分	法人名 / 屋号	代表	者名	所在地	業種	
藤沢南	6	正	(株)アリデルレオーネ	佐藤	美幸	藤沢市 鵠沼橘	教育業、学習支援業	
藤沢西	8	正	㈱タカノ住装	高野	泰明	藤沢市 大庭	建設業、内装仕上げ工事業	
藤沢北	5	賛		高屋	亮	藤沢市 遠藤	保険代理店業、資産相談業務	

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

■今和4年8日入今

## 会員増強月間(9月~12月)展開中!

## 🎾 みなさんも新しい会員をご紹介下さい!! 🥨

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

#### 個人の特典

○1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

- 支部・地区の特典
- ○支部 6件の達成で30,000円
- ○地区 1件あたり・5,000円
- ○支部目標達成 30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。 ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

<sup>※</sup>お問い合わせは事務局まで。

# 医源面部

湘南藤沢徳洲会病院 機能的神経疾患センター センター長 山本 一徹



#### 「ふるえやこわばりを手術で治療」

からだの一部または全体がふるえたり、こわばったり、 ねじれたり、意思に反して動く不随意運動と言われる症状 や、なかなか良くならない慢性的な痛みなど、神経系の異常 が原因となって機能的異常を起こす病気をまとめて、機能 的神経疾患と呼びます。パーキンソン病や本態性振戦、ジス トニアといった運動性疾患や、難治性疼痛、痙縮といった 様々な診断名が含まれますが、これらに対し、手術を行う専 門領域を「機能神経外科」と呼びます。

私は、2022年6月までカナダのトロントで機能神経外科の手術・診療を行い、日本でこの領域の治療を専門的に行うべく、帰国後、同8月に機能的神経疾患センターを開設致しました。

機能的神経疾患は、ほとんどの場合、飲み薬で治療を開始するのが基本です。しかし、内科的治療のみでは効果が不十分であったり、副作用で薬を継続できなかったり、病気が進行して症状を抑えられなくなったりすることも多く、手術が治療選択肢となります。手術法は様々ですが、神経系の異常な働きを整えるため、脳に電極を入れて刺激する脳深部刺激、入れた電極の先端から発する熱で小さく凝固を行う高周波熱凝固術、メスを使わず約1,000本の超音波で脳を小さく凝固する集束超音波、脊髄の近くに電極を入れて刺激する脊髄刺激、脊髄髄腔内に管を入れて突っ張りをやわらげるバクロフェンを持続注入する髄腔内バクロフェンといった治療が存在します。

機能的神経疾患や機能神経外科は、国内ではまだまだ

十分知られているとは言えません。それゆえ、手術で改善可能なことを知らずに、日々症状に苦しんでいる方が、たくさんいらっしゃいます。また、受診医療機関によっては、正しい診断がなされない、「心の問題」と言われてしまうといったことも珍しくありません。当センター開設の目的は、そのような方々に、病気について知っていただき、可能な限り多くの方の症状および生活の質改善のお手伝いを行うことです。お困りの方やそのご家族、心当たりのある方は、遠慮なく受診の上、ご相談ください。

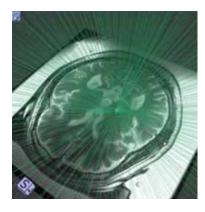


写真1. 集束超音波治療では、約 1,000本の超音波(緑色で示してある)が一点に集 束し患部を熱凝固する。

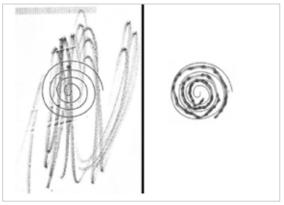


写真2. 本態性振戦に対する集束超音波の一例。

左:治療前はふるえが激しくペンを紙にあてることすら困難

右:綺麗にらせんを描けるようになった

## 令和4年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

#### 口座振替契約の皆さまへ

令和4年度下期(令和4年10月1日~令和5年3月31日) の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、 振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただいております。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

#### ■引落日:令和4年11月15日

#### 口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。 法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444



### 社会保険労務士法人 澤

業 種 社会保険労務士業

事業内容 就業規則作成、助成金申請代行、労務管理、給与計算、年金申請代行、労災·雇用·健康保険、 年金手続

代表者 澤邑重夫

住 所 茅ヶ崎市東海岸北 2-14-64

電話 0467 (88) 5968

FAX 0467 (88) 5557

H P https://sr-sawa.jp

メール sawamura@sr-sawa.jp



## 株式会社 長谷川土建

業 種 土木建設業

事業内容 鳶、曳家工事

土木、下水道、宅地造成

設計、施工管理

代表者 長谷川一夫

住 所 藤沢市葛原 2243

電話 0466 (48) 4529

FAX 0466 (48) 7007

H P https://hasegawa-doken.com/

hasegawadoken@gold.ocn.ne.jp



## 会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました!企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

#### ●会報広告掲載は、

カラー全面 (裏表紙) →30,000円

カラー全面 (中 頁) →20.000円

カラー半面 (中 頁) →10,000円

カラー1/3面(中 頁) →5,000円

カラー1/4面(中 頁) →3,000円

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

#### 地域の会員企業紹介ページは無料です。

#### ●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。

※配達エリアを藤沢市·茅ヶ崎市·寒川町に分けることも 出来ます。〈指定がない場合は全域(約3500件)となり ます。〉

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

## 株式会社 山本工業

業 種 建設業

事業内容 宅地造成工事、上水道工事(給・排水工事)、 下水道工事、外構、エクステリア工事、

舗装工事

代表者 山本和好

住 所 寒川町小動 891-8

電話 0467 (75) 5910

FAX 0467 (75) 5979

H P http://doboku.co.jp/

メール yamakou@t-samukawa.or.jp





# おじゃましました」会員訪問

## vol.043 高品質な技術を提供する「茅ヶ崎技研」さん

### 優れた人材と技術力で売上アップ!

茅ヶ崎市萩園に本社を持つ「㈱茅ヶ崎技研」。創業は1990年、先 代の志田憲一氏が、真空装置の設計を手掛ける会社を立ち上げま した。志田氏の永眠により、2013年7月、二代目代表となったのが、 当時社員の市川信治さんです。「もともと機械設計には興味があり、 設備会社で設計業務に就いていましたが、CADに関心があったこ とから茅ヶ崎技研とご縁があり、2003年に入社しました」。市川代表 が先代の遺志と事業を引き継ぐ経営者となって、間もなく10年。持 ち前の優れた企画力と行動力で、さらなる発展を遂げています。

現在は「プラズマ技術事業」と「機械設計」の2本柱で事業展開し、 建設機械や製鉄プラントなど幅広い分野での設計に携わっていま す。専門分野を扱う企業との連携を図りながら、機械設計にとどまら ず、様々なカタチを模索しながら柔軟に活動しています。

さらに、「好調な今だからこそできる!」と大きな決断したのが M&Aです。2020年、真空事業、ユニット事業、医療機器事業と幅広 く展開する「株式会社ミラプロ」へ、茅ヶ崎技研の株を100%譲渡し、 次なるステージへ。「今後は、ミラプログループの一員となり、化学 や医療分野へと活躍の場を広げ、拡大路線を狙います」と市川代表。 「持続可能な企業として、2031年までに売上高20億、経常利益1億 企業を目指します」とビジョンも明確です。

しっかりとした理念と目標を掲げる市川代 表ですが、その印象はあくまで柔和で優し い。「好きな言葉は『素直な心』(松下幸之助) と『レベルの高いところに身をおく』(大村智) です。"苦難は人を謙虚にする。謙虚になるこ とで多くの出会いができる"というメッセー

ジを常に意識しています」





▲社員は2022年10月 現在25名。中途採用、 シニア採用も取り入れ ています。

◀お客様のニーズに 合った運用方法を提 案、業務支援を行なっ ています。



茅ヶ崎技研

「人が育つ 職場づくり を心掛け、 技術者を増置し 取引先を 広げていきます!



#### MPC ミラプログループ 株式会社茅ヶ崎技研



▲地域貢献活動。豊かな生活とまちづ くりを提案する「NPO法人湘南スタイ ルーの講演の様子。



▲市川信治代表(53歳)。横須賀市出 身三浦市在住。子ども2人孫3人。 趣味はエンジョイゴルフ。

取材・掲載ご希望の方は事務局まで御連絡ください。 取材・文 / 渡辺里佳

### 株式会社 茅ヶ崎技研

茅ヶ崎市萩園 2483 サンライズビル 2F TEL 0467-86-5671 FAX 0467-86-5672 http://www.chigi.co.jp

#### 《事業内容》

・機械設計事業 設計請負 技術者派遣 設計、試作制作 3D モデル作成

3D CAD の運用サポート 共同開発事業

・プラズマ技術事業 直線型マイクロ波 プラズマ源開発・研究 工業用プラズマ測定技術、 装置の販売

協力 / 株式会社 湘南社 https://shonansya.com/

